

○東京藝術大学大学改革プラン推進会議規則

〔平成26年1月30日
制 定〕

改正 平成26年3月27日 平成28年3月24日
令和5年10月26日

(設置)

第1条 本学役員会の下に、東京藝術大学大学改革プラン推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進会議は、国立大学改革プランに基づき、本学の大学改革に関する重要事項について審議及び企画立案するものとする。

(組織)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 学長特命
- (5) 学部長
- (6) 映像研究科長
- (7) 国際芸術創造研究科長
- (8) 附属図書館長
- (9) 大学美術館長
- (10) 前各号のほか学長が必要と認める者 若干人

(任期)

第4条 前条第9号に規定する者の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 推進会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、推進会議を主宰する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めた場合、構成員以外の者を推進会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 推進会議は、大学改革に関する個別的又は専門的事項を調査・検討するため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関する事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、企画総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年1月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。